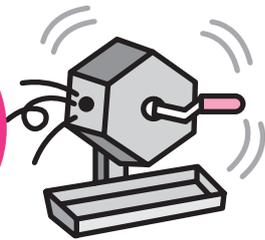


体育施設の
利用抽選会



10月は「労働保険適用促進月間」

岐阜労働局

一人でも労働者を雇用する事業主は必ず労働保険に加入しなければなりません。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、職場のみなさんが安心して働くための保険制度です。

「労災保険」は、労働者が業務や通勤に起因して、負傷、病気、あるいは死亡された場合に労働者や遺族を保護するために必要な給付を行います。

臨時・アルバイトであっても雇用した労働者は全て対象となります。

「雇用保険」は労働者が失業したとき、教育訓練を受講したとき、または在職中の60歳～65歳未満の労働者の賃金が60歳到達時の賃金に比べて低下した場合や、育児休業・介護休業の取得のために賃金が下がった場合に労働者に必要な給付を行います。

また、事業主に対しては、失業の予防、雇用の安定、労働者の福祉の増進を図っていただくための各種助成制度があります。

パートタイム労働者も、1週間の所定労働時間が20時間以上で雇用見込みが1年以上見込まれる場合は雇用保険に加入しなければなりません。

未加入の事業主はすぐに手続きをしてください。

詳しくは、岐阜労働局労働保険徴収室（☎245-8115）または、最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）・労働保険事務組合へお尋ねください。

館蔵品展 遺跡と遺物にみる
笠松のあけぼの

【期間】10月13日(金)～12月3日(日)

【開館時間】午前9時～午後5時

【休館日】月曜日・祝日の場合はその翌日

【入館料】無料



☎388-0161 / FAX388-0185

運動場・テニスコート（11月分）

【月 日】10月25日（水）

【時 間】午後7時30分～

【場 所】中央公民館

「乳がん検診（集団）」のお知らせ

福祉健康課

乳がん検診（集団検診）を次のとおり実施します。3月の健（検）診申込調査で申し込まれたかたには、ご案内を郵送します。申し込みをしていないかたで検診を希望されるかたは福祉健康課・健康担当（☎388-7171）へご連絡ください。

【対象者】平成18年度中に40歳以上になるかた

【日程・場所・受付時間】

月 日	場 所	時 間
10月13日(金)	総合会館	9:15～11:00
10月25日(水)	福祉会館	9:15～11:00 13:15～14:30
11月 6日(月)	福祉健康センター	9:15～11:00 13:15～15:00

【検診自己負担金】70歳未満700円 70歳以上300円

なお、「かさまつホームカレンダー」の日程が一部変更になっていますのでご注意ください。

「石綿救済法（略称）」に基づく特別
遺族給付金の請求手続きについて

岐阜労働局

石綿ばく露が原因で、中皮腫や肺がんなどの疾病により死亡した労働者のご遺族で、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したかたに対し、特別遺族給付金を支給する制度が今年3月から施行されました。

この特別遺族給付金は法施行日から3年を経過した平成21年3月27日以降はその請求ができなくなりますので、早めに請求されることをお勧めします。

なお、石綿を吸引することによって中皮腫や肺がんにかかったかたやその遺族であって、労災補償を受けられないかたに対して医療費などを支給する救済給付制度については、独立行政法人環境再生保全機構（☎0120-389-931）へお問い合わせください。

特別遺族給付金や労災保険制度については、岐阜労働局労災補償課（☎245-8105）または、各労働基準監督署にお問い合わせください。